

〈軽度者にかかる指定居宅(介護予防)福祉用具貸与チェックシート〉

(平塚市)

【要支援1・要支援2・要介護1の方へ福祉用具貸与をする場合は、必ずこのシートでチェックして下さい】
 (「自動排泄処理装置」のみ要支援1・2及び要介護1～3が対象となります。)

算定の可否の判断基準(表面)との照合(認定調査項目の活用)

START

基本認定調査において、別表(確認書裏面参照)で定める要件【利用者等告示(第88号において準用する)第31号のイ】に該当する

YES

算定の可否の判断基準(ア)に該当

ケアプランに福祉用具を位置づけ、サービス利用を開始
 (ただし、ケアプランに福祉用具貸与が必要な理由を必ず記載すること)

※ 必要に応じて随時、主治医に対して意見を求め、サービス担当者会議を開催し、また継続の必要性を検証することが必要となります。

NO

対象種目が車いす、もしくは移動用リフトである

YES

主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員他、軽度者の状態像について適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議を開催し、福祉用具貸与の必要性を検討した結果、指定居宅介護(介護予防)支援事業者が「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」として、明らかに該当する(保険給付上、全く問題がない事例である)と判断している。

YES

算定の可否の判断基準(イ)に該当

ケアプランに福祉用具を位置づけ、サービス利用を開始
 (ただし、ケアプランに福祉用具貸与が必要な理由を必ず記載すること)

※ 必要に応じて随時、主治医に対して意見を求め、サービス担当者会議を開催し、また継続の必要性を検証することが必要となります。

NO

〈市の確認が必要となります〉

平塚市に「確認書」及び「主治の医師から得た情報を示す書類」「サービス担当者会議の写し」「ケアプランの写し」等を市へ提出する。

算定の可否の判断基準(ウ)に該当

(車いす、移動用リフトで(イ)に該当するかの判断をする前に「確認書」を提出した場合を含む)

ケアプランに福祉用具を位置づけ、サービス利用を開始
 (ただし、ケアプランに福祉用具貸与が必要な理由を必ず記載すること)

回答

※ 必要に応じて随時、主治医に対して意見を求め、サービス担当者会議を開催し、継続の必要性を検証することが必要となります。なお、その際に継続して貸与が必要である場合には、再度「確認書」を提出してください。

平塚市から提出した「確認書」について回答をもらう。

「市からの回答の結果、例外給付に該当した場合は、再度

● ウの方法で判断される場合は、別紙「軽度の要介護者にかかる指定居宅(介護予防)福祉用具貸与の例外給付確認書」等を必ず提出してください。

● 別紙「軽度の要介護者にかかる指定居宅(介護予防)福祉用具貸与の例外給付確認書」の提出にあたっては、「主治医から得た情報を示す書類」等の添付が必要となります。

● 対象種目が車いす、もしくは移動用リフトの際、イの方法での判断をするにあたって、疑義が生じる場合には、ウの方法と同様に、別紙「軽度の要介護者にかかる指定居宅(介護予防)福祉用具貸与の例外給付確認書」等を提出してください。提出後、市からの回答の結果、貸与可能である場合には、イの方法で判断することになります。

● イの方法で判断された場合でも、日常生活の移動支援とは、通院・買い物に出掛ける場合等であり、趣味・嗜好の場合は、日常生活の移動支援には該当しません。また、給付適正化の観点から軽度者に対する福祉用具貸与について、給付実績等の調査上、資料を提出していただく場合があります。